

- 佐賀駐屯地に配備されたV-22オスプレイは、令和7年7月28日以降、佐賀駐屯地周辺における基本操縦訓練等を開始、8月5日以降は、佐賀駐屯地以外の陸自・海自・空自の飛行場等への飛行を順次実施、9月12日以降は、各演習場等における部隊訓練も実施しております。
- また、9月29日以降は、佐賀空港周辺において、12月15日以降は、相浦駐屯地等においても、夜間飛行を実施しております。
- V-22オスプレイによる飛行場以外での離着陸を伴う運用を想定し、災害発生時等における緊急時の離着陸及びそのための訓練を実施するため、無人島かつ佐賀駐屯地や高遊原分屯地に近く、運用上の連携を取りやすい等の理由により効果的に離着陸訓練を行えるとの観点から、令和8年4月以降、大築島(熊本県八代市)において離着陸訓練を実施いたします。
- なお訓練の実施にあたっては、航空法の規定等を遵守するとともに、周辺への影響に十分な配慮を行います。



【飛行訓練地域】

- (陸上自衛隊施設) 相浦駐屯地、高遊原分屯地、目達原駐屯地、大矢野原演習場、日出生台演習場、十文字原演習場、大野原演習場
- (海上自衛隊施設) 大村航空基地、鹿屋航空基地
- (航空自衛隊施設) 芦屋基地、築城基地、福江島分屯基地着陸場
- (民間飛行場等) 福江空港、上五島空港、大築島

【飛行ルートについて】

- オスプレイの飛行方式である有視界方式による飛行では、目的地への飛行に際して、自衛隊機に限らずパイロットの判断に委ねられ、場周経路外に定まった飛行ルートはありません。
- 飛行にあたっては、河川や高速道路など、識別が容易な地形等を参考にして飛行します。
- 実際の飛行にあたっては、高度300m以上(場周経路外は500m以上)を確保することとし、地域の実情を踏まえ、可能な限り住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を避けるといった措置を講じてまいります。